

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第7号

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|------|-----|-----|--|-----|--|---|-----|--|------|-----|-----|--|-----|--|
| <p>別表第4（第16条関係）</p> <p>住民説明を要する変更の内容</p> <table border="1"><tr><td colspan="2" data-bbox="140 568 767 618">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="140 618 264 667">その他処</td><td data-bbox="264 618 767 667">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="140 667 264 1675">理施設</td><td data-bbox="264 667 767 1675">3 構造及び設備に係る変更であって、次の（1）から（14）までに掲げる施設の種類に応じ、（1）から（14）までに掲げる設備に係るもの又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの （1）～（3） [略] （4） 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの（<u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</u>（昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 油水分離設備 （5） 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの（<u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</u>第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 燃焼室 ア～ウ [略] （6）～（14） [略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="140 1675 767 1724">[略]</td></tr></table> | [略] | | その他処 | [略] | 理施設 | 3 構造及び設備に係る変更であって、次の（1）から（14）までに掲げる施設の種類に応じ、（1）から（14）までに掲げる設備に係るもの又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの （1）～（3） [略] （4） 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの（ <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</u> （昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 油水分離設備 （5） 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの（ <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</u> 第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 燃焼室 ア～ウ [略] （6）～（14） [略] | [略] | | <p>別表第4（第16条関係）</p> <p>住民説明を要する変更の内容</p> <table border="1"><tr><td colspan="2" data-bbox="821 568 1455 618">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="821 618 946 667">その他処</td><td data-bbox="946 618 1455 667">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="821 667 946 1675">理施設</td><td data-bbox="946 667 1455 1675">3 構造及び設備に係る変更であって次の（1）から（14）までに掲げる施設の種類に応じ（1）から（14）までに掲げる設備に係るもの又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる<u>変更</u> （1）～（3） [略] （4） 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの（<u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u>（昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 油水分離設備 （5） 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの（<u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u>第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 燃焼室 ア～ウ [略] （6）～（14） [略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="821 1675 1455 1724">[略]</td></tr></table> | [略] | | その他処 | [略] | 理施設 | 3 構造及び設備に係る変更であって次の（1）から（14）までに掲げる施設の種類に応じ（1）から（14）までに掲げる設備に係るもの又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる <u>変更</u> （1）～（3） [略] （4） 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの（ <u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u> （昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 油水分離設備 （5） 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの（ <u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u> 第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 燃焼室 ア～ウ [略] （6）～（14） [略] | [略] | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他処 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 理施設 | 3 構造及び設備に係る変更であって、次の（1）から（14）までに掲げる施設の種類に応じ、（1）から（14）までに掲げる設備に係るもの又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの （1）～（3） [略] （4） 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの（ <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</u> （昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 油水分離設備 （5） 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの（ <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</u> 第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 燃焼室 ア～ウ [略] （6）～（14） [略] | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他処 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 理施設 | 3 構造及び設備に係る変更であって次の（1）から（14）までに掲げる施設の種類に応じ（1）から（14）までに掲げる設備に係るもの又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる <u>変更</u> （1）～（3） [略] （4） 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの（ <u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u> （昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 油水分離設備 （5） 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの（ <u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u> 第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 燃焼室 ア～ウ [略] （6）～（14） [略] | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |